

今後の地方自治体における公会計制度のあり方に関する提言（案）

平成 20 年 11 月 28 日
全 国 知 事 会

1. 各地方自治体の動向及び全国知事会における検討状況

総務省は、「公会計の整備推進について」（平成 19 年 10 月 17 日付け総務省自治財政局長通知）により、都道府県等に対し、平成 21 年度から、「新地方公会計制度研究会」及び「新地方公会計制度実務研究会」で検討を行ってきた「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」を活用し、個々の地方公共団体の実情に応じて公会計の整備を進めるよう要請している。これを受け、各都道府県においては、平成 21 年度の秋頃（平成 20 年度決算）からの財務 4 表の公表に向けて、必要な諸準備等を進めているところである。

地方公共団体にあつては、住民により身近な行政主体として、住民等の地域の構成員から負託された資源の配分と運用といった行財政運営の状況をできる限りわかりやすく説明する責任を有しており、そのために有用な情報を提供し、地域の構成員の理解と協力を得ながら行財政運営を進めていくことは極めて重要なことである。

また、現下の厳しい財政状況にあつては、各地方公共団体において、資産・債務管理を適切に行い、債務圧縮や財源確保に積極的に取り組むことが強く求められていることから、都道府県では公会計制度改革を強力に推進するとともに、市区町村の公会計整備についても助言などを通じて支援する必要がある。

こうした認識から、地域の実情を踏まえながら、地方公共団体への新公会計制度の円滑な導入を図るために、再建法制等問題小委員会作業部会の下に設置した公会計制度ワーキンググループにおいて、技術的な観点も含め検討してきたところである。そこでは、中長期的な観点に立ち、地方公共団体の公会計制度が今後どうあるべきかについて論点整理を行い、現時点における考え方を「今後の地方自治体における公会計制度のあり方について（報告書）」として取りまとめ、同小委員会に報告したところである。多くの地方公共団体がこれから公会計を整備する状況にあることから、この報告書は中間報告の位置付けをなすものであり、今後、論議をさらに深める必要がある。

2. 国への提言・要望

全国知事会では、地方公共団体の公会計制度に関するこれまでの検討を踏まえつつ、地方公共団体への新公会計制度の円滑な導入やより良いかたちでの普及を目指し、国に対し、次のことを提言する。

- (1) 国においては、地方公共団体への新公会計制度の円滑な導入に向けて、必要な情報の提供、助言その他の協力を積極的に行うこと。
- (2) 地方公共団体における新公会計制度の導入状況等を踏まえながら、全国標準的な会計基準が整備されるべきであり、その際には、実務上の課題を十分踏まえるとともに、地方公共団体等の意見を十分聴くこと。